

補助金等取扱基準

補助金等の名称	土地区画整理事業助成金				
補助事業等の目標	道路、水路、公園等の面整備を総合的に行うため。				
補助事業等の対象者	土地区画整理法に基づく施行者				
補助対象経費	土地区画整理組合設立に係る技術援助費、道路建設事業費の一部				
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	土地区画整理組合設立に係る技術費全般、道路建設事業費の 30%以内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】				
補助事業等の評価	補助申請書、実績報告の内容を審査し、担当課で効果を評価				
補助事業等の開始時期	平成元年 9 月 1 日				
補助事業の終了時期	平成 年 月 日				
	【終期が 3 年を超える場合の理由】 事業準備から換地処分まで、事業の実施が 3 年を超える場合があるため。				
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。				
その他	<p>施行者に対する技術援助及び補助金交付の対象事業並びに申請書に添付する書類は別表のとおりとする。</p> <p>技術援助を申請しようとする施行者は、土地区画整理事業技術援助申請書（様式第 2 号-1）に、当該事業の施行地区内の土地の所有者及び借地法（大正 10 年法律第 49 号）に規定する借地権者（以下「関係権利者」という。）の同意書と、同意者地積調を添えて市長に提出しなければならない。同意書は、原則として関係権利者全員が同意したものでなければならない。</p> <p>補助金の交付を申請しようとする施行者は、諏訪市補助金等交付規則に定められた申請書に、別表に定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>				
	別表	助成区分	対象事業	技術援助指導	補助率

			項目及び補助 金交付対象事 業費		類
	技術援助 (法第75条 関係)	当該事業の施 行地区の面積 が3ヘクター 以上である もの。ただ し、3ヘクタ ール未満であ っても市長が 認めた場合 は、この限り でない。	1 権利調査 2 現況測量 3 施行地区界 測量 4 施行地区内 街区測量 5 街路設計 6 工事設計 7 換地設計		1 関係権利者の同意 書
	補助金交 付	当該事業の施 行地区の面積 が3ヘクター 以上である もの。ただ し、3ヘクタ ール未満であ っても市長が 認めた場合 は、この限り でない。	道路建設事業 のうち、次の ものに要する 経費 1 盛土 2 砂利敷 3 路面かきな らし 4 U字溝及び 側溝設置 (保護コンク リートを含 む) 5 舗装	対象事業 費の 30%以内 とする。	1 県知事の認可書の 写 (法第4条、法第1 4条) 2 規約(法第5条) 3 事業計画 (法第6条、法第1 6条) 4 定款(法第15条) 5 承認書の写 (法第7条、法第1 7条) 6 同意書の写 (法第8条、法第1 8条)
提出書類	(1) 土地区画整理事業技術援助申請書(様式第2号-1) (2) 関係権利者の事業実施同意書 (3) 同意者地積調 (4) 県知事の認可書の写 (5) 規約 (6) 事業計画 (7) 定款 (8) 承認書の写 (9) 同意書の写				

	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 建設水道部 まちづくり整備課 まちづくり整備係

平成25年 8月 5日 一部改正

令和 7年 6月 1日 一部改正（令和 7年 6月 1日 施行、令和 7年 4月 1日 適用）

令和 8年 3月 23日 一部改正（令和 8年 4月 1日 施行）